

令和6年（行ウ）第1号 決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件
 原告 宮部龍彦
 被告 新潟県

準備書面 (1)

令和6年5月10日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	鶴	巻	克	恕
同	弁護士	鶴	巻	浩	憲
同	弁護士	案		慶	子



第1 本案前の答弁の理由

1 本件執行停止は取消訴訟の対象となるべき処分性を有しないこと

行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条2項において、取消訴訟の対象は「行政庁の処分」とされている。そして、同条の規定する「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている（最一小判昭和30年2月24日民集9巻2号217頁、最一小判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁等参照）。

しかしながら、令和5年8月4日に被告教育委員会が行った行政不服審査法（以下「行審法」という。）25条2項に基づく執行停止（以下「本件執行停止」という。）は、上記の「行政庁の処分」の定義に該当しない。

なぜなら、本件執行停止は、審査庁である被告教育委員会が、係争処分である、令和5年7月21日付け行政文書の部分公開決定処分（以下「本件原処分」という。）に係る審査手続において、裁決による終局判断までの間、行政文書の部分公開の執行を一時的に停止する

効力を有する暫定的かつ付随的措置に過ぎず、「権利義務を形成しまたはその範囲を確定する」ものとは言えないからである。

また、行審法の定める審査手続は、行政上の争訟について行政庁自らが簡易迅速な手続によってこれを解決することによって、国民の権利、利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とする手続であり（同法1条1項）、審査庁のなす執行停止を含む審査手続内の個々の行為は、審査庁が係争処分について終局判断である裁決をなすことを目標とし、これに到達する過程としてなされるものである。したがって、これらの審査手続内の個々の行為は、行審法によって審査手続の主宰を委ねられた審査庁の専権に属するものと解するのが相当である。

行訴法に基づく執行停止と異なり、行審法に基づく執行停止については、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁である場合には、執行停止の申立てがない場合であっても、職権によってすることができるものとされ（行審法25条2項）、必ずしも「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことを必要とせず（行訴法25条2項、行審法25条2項参照）、即時抗告の定めがない（行訴法25条7項参照）。これも、行審法に基づく審査手続が簡易迅速な不服申立制度であることに鑑み、法が審査庁に柔軟な判断を委ね、専権を与えた表れであると言える。

さらに、審査手続内の個々の行為について独自に取消訴訟を許すと、審査庁においては、裁決をめざして簡易迅速を旨とする審査手続が進められているにもかかわらず、その裁決に至る過程の手続上の事柄については、むしろ厳格慎重を期する訴訟手続が進行させられることとなり、争訟係属が複雑に錯綜する事態を惹起し、審査手続の円滑な進行を妨げ、その安定を脅かす結果となって、行政庁による簡易迅速な救済という制度の趣旨が没却されることとなる（審査請求における書類等閲覧拒否について処分性を否定した東京地判昭和41年7月19日判時458号30頁参照）。

よって、審査手続の過程でなされる付随的措置である本件執行停止については、「行政庁の処分」に当たらず、これを独自に取消訴訟の対象とすることはできないものと解すべきである。

2 原告が挙げる裁判例は本件に直接妥当するものではないこと

原告は、執行「不」停止について処分性を肯定した裁判例（東京地裁平成28年11月29日判タ1445号189頁）を根拠として、本件執行停止にも処分性が認められると主張するが、同種の事案について、処分性を否定した裁判例（岐阜地判昭和54年12月19日判タ409号137頁、同控訴審名古屋高判昭和55年3月21日行集31巻3号530頁）も存在するところである。

また、原告引用の裁判例は、執行「不」停止に係る事案であって、同判断は必ずしも本件に直接妥当するものではない。

すなわち、執行「不」停止については、後日、裁決において係争処分が取り消されることとなった場合でも、裁決がなされるまでの間は、係争処分の有する効力及び執行力が一定期間継続し、当該処分に係る法律関係の進展及び後続処分の実行が容認されるため、係争処分の取消しを求める者との関係においては、後日、裁決によって係争処分の取消しがなされたのではもはや解消し得ない不利益をもたらすおそれがあると解する余地もある。原告引用の裁判例は、土地収用法に基づく事業認定処分の取消しを求めて申し立てた審査請求にあわせて申し立てられた執行停止が認められなかった事案に関するものであり、執行「不」停止の場合には、事業認定を前提として、その後の収用手続きが進展するおそれがあると解する余地のある事案であった。同判決は、かかる事案における手続保障の不十分さをも考慮して、執行「不」停止について処分性を肯定したものである。

これに対し、執行停止は、係争処分の有する効力及び執行力を裁決がなされるまでの間停止させるものであるが、係争処分の取消しを求める者との関係においては、同人に何らかの不利益が生じたとしても、それについては裁決後に解消可能と解される。

具体的には、仮に、本件原処分に係る審査手続において、執行「不」停止となった場合、審査請求を申し立てた第三者（以下、「審査請求人」という。）において公開されるべきでないとして主張する情報が公開対象に含まれるところ、情報は、一旦公開されてしまえば、もはや公開されなかった状態に戻すことにはできず、情報公開によって審査請求人に損害が生じた場合、損害の回復は事実上不可能であるか

ら、後日、裁決によって本件原処分が取り消されたとしても、審査請求人において、解消することのできない不利益を被るおそれがある。

これに対し、執行停止がなされた本件の場合、原告との関係においては、本件原処分において公開対象とされた情報の公開が、裁決がなされるまでの間暫定的に停止されてはいるが、仮に、裁決の結果、本件原処分が維持されれば、原告は、裁決後に本件原処分の執行によって当該情報を取得することが可能となるのであるから、本件執行停止によって原告に解消し得ない不利益が生ずるとは考え難い。

反対に、裁決の結果、本件原処分が取り消された場合には、原告は、同裁決によって非公開情報に該当するものとされた情報を取得できないことになるが、それは裁決による結果であって、執行停止によって生じる不利益ではなく、当該裁決の違法については取消訴訟において争い得るため、本件執行停止を独立に取消訴訟の対象とする必要性を欠く。

このとおり、執行停止がなされた本件と、執行「不」停止にかかる前記裁判例とは事案が異なることから、同裁判例を以て本件執行停止も行政処分に当たるとする原告の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、審査手続の過程における審査庁の専権に基づく付随的かつ暫定的な措置である本件執行停止は、「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」に当たらず、これを独自に取消訴訟の対象とすることはできない。また、原告の挙げる裁判例は、本件とは事例を異にするものであって、本件に妥当するものではない。

よって、本件執行停止の取消と求める原告の本件訴えは不適法であり、直ちに却下されるべきである。

第2 請求の原因に対する認否

1 同第1に対する認否

本件訴訟提起に至る原告側の事情について述べたものであるため、不知。

2 同第2に対する認否

- (1) 同 1 に対して
認める。
- (2) 同 2 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (3) 同 3 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (4) 同 4 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (5) 同 5 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (6) 同 6 に対して
認める。
- (7) 同 7 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (8) 同 8 に対して
原告の受領日は不知。
その余は認める。
- (9) 同 9 に対して
認める。
- (10) 同 10 に対して
認める。

3 同第 3 に対する認否 争う。

原告は、本件執行停止は行審法 25 条 6 項に反し違法であると主張するが、本件執行停止は、「処分の効力の停止」ではなく、「処分の執行の停止」であるから、行審法 25 条 6 項の適用場面ではない。

すなわち、執行停止には、「処分の効力」の停止、「処分の執行」の停止、及び「手続の続行」の停止が含まれるところ（行審法25条2項参照）、行審法25条6項で言及されているのは、このうちの「処分の効力」の停止についてである。

「処分の効力」の停止とは、形成的な効力を有する処分の効力を停止させて、その後は、処分の効力それ自体が存続しない状態におくことを意味し、処分の効力自体を停止するため、執行停止の中ではもっとも強力なものであり、それ故に限定的に運用すべきものとされている。

これに対し、「処分の執行」の停止とは、処分の内容を事実上実現する行政作用を停止させて、処分の内容を実現するための行政作用を停止することを意味する。

本件においては、行政文書の写し等の交付という処分内容の実現のための行政作用（処分の「執行」）が停止されたに留まり、本件原処分の「効力」そのものが停止されたものではないため、行審法25条6項は問題とならない。

上記のほか、本件執行停止の処分性については、前記第1で述べたとおりであり、本件執行停止が行審法の定める要件を充足したものであることについては、後記第3で詳論する。

4 同第4に対する認否 争う。

第3 被告の主張

1 本件執行停止が行審法25条2項の要件を満たすこと

本件執行停止に処分性が認められないことは前記のとおりであるが、仮に、処分性が認められる場合であっても、本件執行停止は、行審法25条各項の要件を満たし適法であるため、取り消されるべき理由がない。

行審法25条2項は、審査庁が「必要があると認める場合」に執行停止を行うことができるものとして、審査庁の裁量による判断を認めており、裁量判断においては、個々の事案に即して、審査請求人の権

利利益と執行停止によって損なわれる公益を考慮しつつ行うものとされている。

これを本件について見ると、仮に、本件で執行停止を行わなければ、審査請求人において公開されるべきでないと主張する情報が公開対象に含まれるところ、情報は、一旦公開されてしまえば、もはや公開されなかった状態に戻すことはできず、情報公開によって審査請求人に損害が生じた場合、その損害の回復は事実上不可能であるから、後日、裁決によって本件原処分が取り消されたとしても、審査請求人において、解消することのできない不利益を被るおそれがある。

これに対し、本件執行停止の結果、本件原処分において公開するものとされた情報は、裁決がなされるまでの間、公開が停止されることになるが、仮に、裁決の結果、本件原処分が維持されれば、原告は、裁決後に当該情報を取得することが可能となることからすれば、本件執行停止によって原告に生ずる不利益は一時的なものと言うことができ、解消し得ない不利益が生ずるとは考え難く、本件原処分の執行の早期実現に関する公益上の必要性は乏しい。

したがって、本件において、被告教育委員会が、執行停止の必要があると認めたことは相当である。

なお、原告は、「争いのある部分をマスキングして公開する方法もあり、全面的な執行停止は過剰である。」と主張するが、審査請求手続における審査請求人の主張は、変化、流動する可能性もあり、審査請求及び執行停止の申立時点で必ずしも争いになっていない部分が手続の経過の中で争点となることがあり得ることを考慮すれば、争いになっている部分とそうでない部分とを必ずしも明確に区分することはできない。

また、処分の執行を一部停止するか、全部停止するかを含めて、執行停止は審査庁の裁量判断の範疇にあるところ、簡易迅速を旨とする審査請求の手続において、敢えて、審査請求人から不服申立てのあった部分（争いになっている部分）と、そうでない部分（争いになっていない部分）とを区分けし、前者のみ処分の執行を停止し、後者について執行を行う必要性は乏しい。

よって、本件原処分の全部について、執行を停止する必要があるとした被告教育委員会の判断は相当であり、本件執行停止は適法である。

2 本件執行停止は行審法25条6項に定める事由に該当しないこと

本件執行停止は「処分の執行」の停止であって、「処分の効力」の停止に当たらないから、行審法25条6項の問題とならないことは前記のとおりである。

しかし、仮に、本件執行停止が「処分の効力」の停止に該当するとしても、本件執行停止以外の方法によっては、審査請求人において公開されるべきでないと主張する情報が公開対象に含まれることを避けられないため、行審法25条6項の「処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができる」ときは当たらない。

したがって、本件執行停止は、行審法25条6項に定める事由に該当せず、「処分の効力」の停止も認められる。

3 本件執行停止は行審法25条4項に定める事由に該当すること

本件においては、むしろ、行審法26条4項に定める「重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとき」に該当し、執行停止が義務付けられるものと解される。

その理由は、一旦公開されてしまえば、もはや公開されなかった状態に戻すことにはできず、損害を事後的に回復することは事実上不可能であるという情報公開決定処分の性質に加え、本件事案の特殊性にある。

すなわち、原告は、訴外示現舎合同会社（以下「示現舎」という。）の代表社員であり、また、ウェブサイト「鳥取ループ」を運営し、X（旧称：Twitter）においては「神奈川県人権啓発センター（公式）」というアカウントを保有して、これらの媒体において、『同和はタブー』だと思い込んでいる人をおちよくるため」という理由で、特定地域の地名がかつて被差別部落があったとされる地域（以下、「同和地区」という。）であるとか、特定地域において特定の姓を有する者が同和地区出身者であるなどの情報をインターネット上に公開し、同時にまた、訴外部落解放同盟の活動を非難している。

そして、示現舎が復刻、発行しようとした書籍「復刻・全国部落調査」等について、同和地区出身者のプライバシーを違法に侵害するものとして、令和3年9月27日に第一審東京地裁判決、及び、令和5年6月28日に同控訴審東京高裁判決において、それぞれ出版等の差止めや、個人に対する損害賠償が命じられ、さらに令和6年5月1日大阪地裁決定において、同和地区の地名や風景写真を掲載したウェブサイトへの削除が命じられていることは公知の事実である。

これらの事実関係を前提とすると、仮に執行停止を行わず、審査請求人が公開されるべきでないとして主張する情報を公開対象に含めて本件原処分を執行した場合には、審査請求人に重大な損害が生じるおそれがあり、また、本件原処分の執行前にその予防措置を講ずる必要があることから、「重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と解するのが相当である。

したがって、本件執行停止は適法である。

以上